

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

和光市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社志木支社（以下「乙」という。）は、和光市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２ 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- （１） 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （２） 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- （３） 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第４条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- （１） 停電復旧に係る応急措置の実施
- （２） 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- （３） 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （４） 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(旧覚書の失効)

第9条 甲乙間で締結した平成22年1月7日付け災害時における電力復旧に関する覚書は、本協定の締結日からその効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月10日

埼玉県和光市広沢1番5号
甲 和光市
和光市長 松本武洋 印

埼玉県志木市幸町1丁目8番50号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
志木支社
支社長 津川透子 印